



Title	消費者保護基本法と衛生行政
Author(s)	保川, 圭司; 朝倉, 新太郎; 黒川, 慶昭 他
Citation	大阪公衆衛生. 1969, 22, p. 22-33
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/84378">https://hdl.handle.net/11094/84378</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## シンポジウム



さる1月23日、大阪府職員会館で開かれた大阪公衆衛生協会学術部のシンポジウム「消費者保護基本法と衛生行政」は多くの話題を提起した。

そのなかから、紙面の都合でその主なものを摘出して紹介しよう。

### 市民・消費者の立場で

保川 大阪公衆衛生協会の学術部、衛生部会長を仰せつかっております澄保健所の保川と申します。かねてから、公衆衛生におけるボランティア活動の草分けといたしまして知られております大阪公衆衛生協会が昨年再編成されまして、総務部、組織部、学術部、事業部の4部制となり、学術部の従来の行政部門、あるいは職能区分による専門部会制——例を申し上げますと衛生監視、公衆衛生看護、学校保健、医療保障、そういったような専門部会制から保健、衛生、教育の3つの部会制に組織がえされたわけでございます。

学術部のほうは、いま申し上げました3つの部会がございまして、アプローチのしかたの違いはございますが、従来より以上に節度を越えて幅広く、公衆衛生の課題に取り組み、ボランティア活動の場におきまして、大いに自由に、意欲的に研究を行なうことによりまして、あすの公衆衛生の道を開拓しようという意図に基づくものでございます。

会員の方々には、学術部の3つの部会がございまして、そのいずれかに属していただきまして、日常の部会活動に参加していただくわけでございますが、こういう観点から学術部におきましても志を同じくし、意欲に燃えた多数の有能な人材のご参加をいただきます

ために、いろいろと魅力のある企画を用意いたしております。

本日のシンポジウムもまさにそのひとつでございますが、このほかにもテーマ別の常駐研究委員会、あるいは総合的、専門的な研修、あるいは各種の研究集会などございますので、今後は行政機関、民間、大学の別を問わずにふるってご参加くださいますように、本日のシンポジウムの設けられました背景を一言ご紹介いたしました次第でございます。

それでは、さっそくシンポジウムを始めさせていただきます。

朝倉 本日のシンポジウムの司会をつとめます、阪大の朝倉でございます。

きょうのシンポジウムの企画の趣旨等につきましては、ただいま保川先生からご説明がございましたけれども、公衆衛生協会が長い間停滞きみであって、それがここ1年間ほどかかって再建しているのですけれども、この最初の事業といたしまして本行事を取り上げたということは、いろんな意味で意義があろうと思えます。

従来とも衛生行政が消費者の利益保護の立場からやられているということは間違いのないと思えますけれども、しかし一方、巷間にはどうも衛生行政が——具体的には、保健所の行政がともすれば一般市民の利益か

ら離れて、衛生行政の食品衛生とか、監視とかいう本日のテーマに関係あるふんにとりましても、役所は業者のほうへ向き過ぎているのじゃないかというふうな批判も率直に言いまして、なかったとはいえないと思います。

そういうふうなことはやはりその段階において克服いたしまして、もっと市民の立場、消費者の立場から行政を展開していくということが必要ではないか、それこそ公衆衛生協会なんかができただけにもつながるし、その意味からもこういうテーマを取り上げることは非常に時宜に適したものでないかというふうなことを考えまして、本日開催する運びになったわけでございます。

ではさっそく、奥村先生から消費者基本法ができた背景ないし生活基本法の理念と申しますか、そういうものにつきましてお話を伺いたいと思います。

奥村 まず申し上げたいのは理念についてでございます。消費者問題に関する行政が消費者行政であり、民間からの運動が消費者運動とされて、その場合の消費者問題というのは、いわゆる商品悪の問題をいうことでございます。すなわち、粗悪な商品であるとか、あるいは不衛生な商品、危険な商品、法外な価格の商品、そのほか不当な標示、あるいは包装、さらに誇大ないしは虚偽の広告、こういうように商品の属性に関する悪の問題です。

これはやはり消費者の生活福祉という立場から考えまして、そういうものは生活福祉を阻害するというので、悪というようにいうわけですが、この商品悪の問

題をということでございます。

こういうわかり切ったことを、なぜ特に申し上げたいかといいますと、日本の場合はいろいろとジャーナリズムからの教育を受けまして、消費者物価問題が消費者問題であるというような錯覚をされているわけでございます。

私は、先ほどの商品悪の問題の中に、この法外な価格の商品というのを救えました。この場合の価格問題と、いまの消費者物価問題とは質的に違う問題でございます。

消費者物価問題というのは、年々6%、7%も消費者物価という物価の水準が上がると、これを消費者の立場からみますと、それほど所得は上がらない、生活は苦しくなる。これは食うに困るという問題ではございませんけれども、いわゆる世間並みの——社会が生産した商品を購入することができないという、そういう生活問題として、これが提起されているわけです。

その場合に、特定の商品がべらぼうな価格で売られているという問題と、年々、物価水準が上がるという問題とは、範囲が違うのでございます。あとの問題は、むしろ所得の問題である。こういう区別をはっきりしておきませんと、消費者行政当局がその問題に取り組もうといたしましても、そういう権限をもっておりません。

それぞれの問題に対してはそれに対応するところの行政があり、民間からの運動の方法があるわけでございます。いまみずから解決できないような問題に対して、取っ組んでおるといふ、しかも本来解決しなければならぬ問題がないがしろにされている、こういうような事態でございますので、私は特に消費者問題、消費者行政が対応すべき問題は何かと、それは商品悪の問題であるということを初めに明確に申し上げておきたい。消費者物価問題とは違うということです。

それから第二に申し上げておきたいのは、この消費者行政の理念ということになっておりますけれども、私は、外国の例をみましても、いわゆる消費者の真の利益を擁護するような立法なり、行政というものには行なわれていないと思うんです。むしろこの消費者行政といわれるのは、産業行政のある発展段階にあらわれたところの産業行政をいう、というように大胆に私は解釈をしておきたいと思うのです。

この産業行政の発展段階、高度の発展段階の産業行政を消費者行政という名前でお呼んでおるのだという考え方でございます。

すなわち、生産力というものが技術革新によりまして、非常に進歩いたします——そういたしますと、消

◇ 出席者 ◇

(順不同・敬称略)

大阪市港保健所長

保 川 圭 司

大阪大学助教授

朝 倉 新 太 郎

大阪府企画部府民生活課消費生活係長

黒 川 慶 昭

大阪市衛生局食品衛生課長

田 辺 香 苗

兵庫県立神戸生活科学センター所長

上 田 忠 鋭

大阪市衛生研究所長

中 山 信 正

大阪市大教授・関西消費者協会理事長

奥 村 忠 雄

費者自身が高度な知識をもって選択いたしませんと、それに対応することができない。すなわち、産業の高度化の条件として消費者の高度化が要求される段階に入るわけです。のみならずそういう競争が非常に激しくなりますと、商業道德のほうは、商業倫理のほうは非常に低下をいたしまして、人をだますような商品も排出するような危険なり——実際そういうことが横行するようになってくるわけです。

つまり、一方において高度の技術に耐えられるような消費者が要求されると同時に、他方においては消費者をだますような行為が横行するということになるわけです。この段階になりまして、それに対応するひとつの行政の姿勢が消費者行政と、こういうように言われているというわけでございます。

したがって、私は、この消費者行政、あるいは消費者立法といわれるものの本質は、やはり産業行政のある、質的に発展した段階をいうわけで、本質的にはやはり産業行政ではないかというひとつの解釈をするわけでございます。

わが国においても、昨年5月に「消費者保護基本法」というものが成立をいたしまして、これは、政府においても、地方自治団体においても、あるいは業界においても、消費者においても新しい心がまえの意識革命を要求するところの法律でございます。これは単なるこういうひとつの心がまえを規定するような法律でございますけれども、附帯決議に、いわゆる消費者行政に関係のあるところの立法の強化拡充が規定されております。衆議院及び参議院の、こういう審査委員会における附帯決議が載っております。例のJISの日本工業標準化法、あるいはJASの農林規格物資法であるとか、あるいは通産省の家庭用品品質取締法であるとか、あるいは食品衛生法であるとか、あるいは独占禁止法に基づくところの不当景品及び不当表示取締法、こういう一連の消費者立法と称せられるものの拡充ないし強化が規定されております。これはまあ当然のことだと思うんですね、そういう基本法、意識革命を訴える基本法ができると同時に、そういうようなままの立法についての改正がなされなければならぬのは、これは当然でございます。

これは、まだ実際にはなかなか進んでおりませんが、当然やらなければならぬ段階にきておるんです。けれども、その場合に、いまの日本の場合にはまだ革命は不十分でして、私から申しますと、たとえば、JISの場合でももっとJISの対象品目を広げるとか、食品衛生法の場合でも範囲を広げるということであって、質的な規定というものが私はまだ不十分だと

思うんですね。品質であるとか、あるいは栄養というものに対して、もっと一定の基準を設けるべきではなからうか、つまり、食品衛生法ですと無害——有害であってはいかぬと、無害ということであってプラスの面はないわけですね。しかし、いまのような消費者保護基本法、これも私が先ほど申しましたように、ひとつの産業立法の延長線上にあるものだと思うわけですが、それが、そういうひとつの立法が成立するというからにはそこにやはりその関連するところの法律も質的な変化がなきゃならぬ。食品についてももっと品質であるとか、栄養についての基準をうたうべきではなからうかと、こういうように思うわけです。

そういうわけで私は非常に大胆な言い方でございますけれども、日本の現在の消費者立法であるとか、あるいは消費者行政といわれるものの本質というものを考えた場合に、やはりこれは産業立法であり、産業行政のある発展段階のひとつの呼び方ではないかと、こういうように規定をしておきたいと思うんです。

それから申すまでもなく、いままで申し上げたことによって、その消費者問題、消費者行政が担当するところの範囲は、要するに商品悪の問題に対決するんだと、まあこういうことが当然言えるのではなからうか、消費者物価問題というのは別の行政に属する問題であると、まあこういうように思うわけでございます。

## 行政面からの問題点

朝倉 ありがとうございます。いま奥村先生からは消費者基本法というものの性格について根本的なひとつの解釈をくだされたわけでありまして、つまり、消費者基本法というけれども、これは根本はひとつの産業立法であるというふうなお話でございました。

こういう立場もふまえて、じゃ、実際の行政をやる立場からは、この法案はどのように理解していらっしゃるかということにつきまして、全般的な消費者保護基本法の性格、それから特に衛生行政とかかわりのある点は、どういうところに問題があるかというふうなことをひとつ大阪府の黒川係長からお願いをしたと思います。

黒川 私の担当といたしましては、消費者保護基本法の解説的なことをやってみたいと思います。

最近非常に経済界が発展し、われわれの生活も非常に向上してまいっておるわけでございますけれども、その反面、いろいろな商品悪の問題、あるいはサービスに関するいろいろな不都合な問題、不当な品質表示とか、誇大広告とか、虚偽な広告とか、そういうような問題が生じてきておるわけでございます。

こういうふうな消費生活をめぐる問題につきましては、かつてケネディ大統領が議会に送りました教書の中で、消費者の利益保護に関しまして基本的には消費者には四つの権利があるのだというふうに述べております。

これは何かといいますと、安全であることの権利、知らされる権利、選択できる権利、それから意思が反映される権利であります。こういう四つの権利を消費者の基本的な権利というふうに考えまして述べておるわけでございますが、具体的に申しますと、安全であることの権利とは、消費者の購入する商品とかサービス、そういうものが社会的基準に照らして正常な品質、内容をもっており、また安全、あるいは衛生などの面で危険でないこと、消費者はそのようなものを供給される権利があるということでございます。

それから第二番目は知らされる権利でございますが、購入しようとする商品とかサービスにつきまして、品質、その他の取り引き条件について、必要にして十分な情報の提供を受けること、消費者はそのような情報の提供を受ける権利があるのではないかとこのことでございます。

第三番目の選択の権利でございますが、購入する商品やサービスにつきまして、価格、その他の取り引き条件が公正、かつ自由な競争によって形成されるこ



と、そういうことによって、消費者はみずから望むままに商品を選択することができるというのが選択の権利であります。

それから第四番目の意思が反映される権利でございますが、消費者のいろんな意向が国、あるいは地方公共団体、さらには事業者なんかに十分反映されること、そのようなことが意思反映の権利であります。以上がケネディ大統領が言いました、消費者の四つの権利でございます。

それで、この消費者保護基本法につきましても、内容をながめました場合、そのような消費者の保護に関する四つの権利がうまく織り込まれておるといふよう

に思うのでございます。

43年の4月9日に、自民、民社、社会、公明四党共同の議員提案の形で消費者保護基本法案が国会に提出されたのであります。

それで、いろいろと審議されたわけでございますが、昨年5月30日にこのような形で制定されたのであります。この基本法の特徴でございますけれども、先程もお話がありました、端的に申しますと、国、地方公共団体、事業者および消費者はそれぞれこういうことをやりなさいという、いわゆる訓示規定でございますが、こういうふうにして消費者利益の擁護と増進をはかっているという訓示をしたという形になっております。

この基本法の内容でございますが、この法律は、4つの章と20の条文からなっております、基本法の常といたしまして国の責務が第2条に掲げられております。国は経済社会の発展に即応して消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。まず国の責任を明確に示しております。

それから第3条では、地方公共団体の責務ということで、地方公共団体は国が行なう施策に準じて消費者保護のための施策を講じていくのですが、その際その地方地方によりまして、非常に社会的、経済的条件の相異がありますので、それぞれその地方の実情に即した施策を策定して実施する必要があるとしています。

ところで、非常に注目すべきことは何と申しまして、第4条に事業者の責務ということで供給する商品及び役務——これはサービスのことですが——そういうものに関して事業者は危害の防止とか、適正な計量、あるいは表示の実施等、必要な措置を講ずるとともに国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないと定めていること、また、それとともに事業者が、自分の供給した商品とかサービスに関して、最終的に苦情の適切な処理につとめなければならないということをはっきり書いてある点であります。

それから、少しかわっておりますのは、消費者の役割りということで、消費者自身に関する問題点をここに掲げたということでもあります。国や地方公共団体がいろいろな施策を講じていくわけですが——消費者自身も自分から進んで消費生活に関する必要な知識を修得しなければならない、あなたまかせではだめだということ、また消費生活の安定向上のために積極的な役割りを果たさなければならないということをここに掲げている点であります。

先ほどもお話がありました、商品悪の問題、かつてはどちらかと言えば、買い手ご用心の経済とい

ますか、悪い品物をつかまされるのは、その人の判断が悪かったからだというような商取引であったわけですが、もちろんこれからは売り手である事業者が先程のような責務を負わなければならないことはもちろんですが、消費者の方も勉強して、そういうことのないようにしむけていく努力が必要だ。すなわち買い手ご用心の経済から売手責任主義の経済に変えていかなければならない。この消費者の役割りについてはこのようなことが言外に含まれていると解釈するのであります。

それから先ほどもお話しができましたが、法制上の措置ということで、いろんな関連法規をこれから改正していかなければならないということが、第6条にうたわれております。終りの方で、消費者保護会議というものが出てまいります、実は去年の8月6日にこの消費者保護会議が開かれまして、関係省庁からそれぞれの所掌する法令につきまして改正方針が提出されております。後ほど食品衛生法、薬事法関係につきましては多少お話し申し上げたいと思います。

次に第2章でございますが、これは消費者の保護に関する施策等ということで、先程お話ししましたケネディ大統領の消費者の4つの権利が非常にうまく織り込まれていると思います。

ここで注目いただきたいのは、第7条と第9条、第10条、とくに第9条をごらんいただきたいと思うのですが、規格の適正化ということで、JISとか、JASとかいろんな規格がございますが、そういうふうな適正な規格を整備することに関しまして、制定ということばを使わずに、規格を整備するということばを使っている点でございます。

次に、この法律のいまひとつの特色は、先ほども奥村先生からお話しがございましたが、現在の消費者問題と申しますものは、物価の問題がどちらかといえば、重要な問題ではないかというふうに理解されがちでございますが、この基本法では物価の問題に関しましては、私企業ベースでできる物価については、公正、かつ自由な競争条件が保たれるようにする必要のあるということと、公共料金については、その決定に際し、消費者に与える影響を十分考慮しなければならないというように書いているだけにとどまっております。

第12条には、消費者教育の問題を書いております。

実は、私どもが現在主として推進しておりますのがこの消費者教育の問題でございます。消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるように、商品とかサービスに関する知識の普及や情報の提供、あるいは生活設計に関する知識の普及など、たえず消

費者啓発に努めている次第であります。なお、これら啓発活動を効果的に推進するには、衆議院の付帯決議にもありますように、総合的な機能をもった消費生活センターというものの設置が必要じゃないかということで、皆さま方もすでに新聞などでご存じかと思いますが、大阪府では44年度に「府立消費生活センター」を設置すべく検討いたしております。

次に、第13条では、意思反映の権利といいますが、消費者の意思を国なり、地方公共団体なりに反映させるための制度をつくらなければいけないということが掲げられています。私どものほうでは、180名の方々に消費生活モニターをお願いいたしまして、たえず消費生活に関するいろいろな問題について府民の方々の意向の把握に努めております。

それから、第15条には苦情処理体制の整備、これは非常に重要なことでございまして、保健所あたりへもいろいろと問題が持ち込まれているのではないかと思いますのでございますが、第1項では事業者は消費者との取り引きで出てまいります苦情を適切迅速に処理できる体制の整備をやらなければならないと規定しています。

そのほか、苦情処理の体制の整備に関しましては、市町村の果たす役割りが非常に重要でありますので、地域住民に密着した市町村で、苦情処理のあっせんをすることを規定しております。

次の第3章では、別にお話しするようなこともございませんのですが、消費者の組織化ということで、実質的な組織活動が促進されるような施策を講じなさいということを書いております。

それから、第4章ではとくに注目をひきますのは、消費者保護会議というものを規定している点であります。これは、会長が内閣総理大臣でございまして、委員が各行政機関の長ということで、どちらかと言えば閣僚会議でございます。したがって、本来ならば閣僚会議が行なわれればそれでいいじゃないかということになるのですが、やはり消費者問題につきましては、特に念を入れて取りあげてもらふ必要があるということで、通常の閣僚会議において議題の一端として取り上げるだけでなく、特別にこのような消費者保護会議というものを開いていただいて、そこでいろんな問題を十分検討していただく、そういう趣旨のもとに設けられているわけでございます。

そのほか、きょうのテーマの関係といたしましては附帯決議の中で食品衛生法の改正とか、薬事法の改正とかいろいろな問題があるわけでございますが、このことに関しましては、先ほどもお話し申し上げました

ように、去年の8月6日に第1回の消費者保護会議が開かれまして、食品衛生法につきましては、やはり、食品の成分規格の明確化について検討しなすなければならぬのではないか、特に標示制度は不十分だということで、標示制度の範囲をもっと広げていかなければならないということ、また監視体制を強化していかねばならないということ、そういう点が問題になっておりますと、最近やかましく論ぜられております食品添加物の規制の問題、あるいは残留農薬の問題などにつきまして、これから規制の強化を検討しなければならぬのではないか、こういうふうなことがいわれているわけでございます。

それから、薬事法につきましては、サリドマイド睡眠薬の問題がございましたが、あのような思わぬ副作用が起りましても直ちにその製造承認を取消せるよう



には法律がなっていないかという不備があったわけでありませう。

したがって、厚生省の方では、このような副作用の問題につきましては、使用上の注意事項の記載の追加とか、使用対象の制限、あるいは製造の中止などの措置を迅速に講ずる体制を強化しようとしているようであります。

それから食品衛生法では、従来どちらかといえば衛生面だけが重視されていて、衛生的に問題がなければそれでよいではないかということで、表示制度が非常に不備だったのでございますが、農林物資規格法なども関連してこれら表示制度を改善していかなければならないということで、関係各省間で十分連絡をとりながら検討を進めることになっております。

## 大阪府としての対策

ところで、大阪府におきましては、この、消費者保

護基本法ができる以前——39年頃から企画部が中心となりまして、各部との連絡調整をはかりつつ、各種の消費者対策を進めてまいっております。

具体的に申し上げますと、衛生部関係では、食品衛生や菓子の監視取締り問題、商工部では計量や高压ガスの取締りの問題、あるいは中小企業・商業の近代化、合理化の問題——これは流通機構の改善の問題になるわけですが——、また農林部では、生鮮食品の流通機構の近代化・合理化の問題、あるいはお米の配給のことなどであります。

企画部では、庁内で消費者対策会議を設置いたしまして、これら広範にわたる消費者行政の一元化をねらいますとともに、大阪府消費者問題協議会——これは審議会ではありませんが、これに近い性格の協議会ではありますが——を設置いたしまして、大阪府の消費者行政はどのように推進されるべきであるかというふうな問題について検討していただき、これを行政に反映させるように努めております。また、このほか消費者啓発のための各種事業の推進にあっております。

この消費者啓発関係事業の推進にあたりましては、先ほどお話しされました奥村先生が主宰されております。

財団法人関西消費者協会にいろいろな事業を委託している次第であります。

(1) 消費生活リーダーの養成、すなわちそれぞれの地域におけるいろいろな消費者問題につきまして、リーダー的役割を果たす人達を養成することが必要じゃないかということで、各地で講座を開催いたしました。43年度は、6ヵ所で開催したのですが、最終的には448名の方が修了されました。

(2) 巡回消費者教育行事ということで、府下の各地域で「消費者のつどい」を行なっております。この行事は、消費者問題についての講演を中心として、映画やパネル展示などを行なう一方、会場で消費者相談や苦情相談に応ずるといふつどいでございまして、43年度は10地区で実施いたしました。

(3) 消費生活コンサルタントの無料派遣を行なっております。これは市町村なり、あるいは、消費者団体などが消費者問題についての研究会を行なう場合、府の方で費用を負担いたしまして、希望するテーマに造詣の深い先生方をお願いして、講演などに行なっていた制度であります。

(4) 「消費者情報」という雑誌を発行しております。これは消費生活の充実、向上に役立つような、いろいろな情報を消費者の方々に提供しようということで、ただいまのところ隔月間で9月から発刊しており

ます。

(5) 消費生活の合理化をはかるための普及資料として、各種のパンフレット、リーフレットを発行し、各方面へ配布しております。

(6) 年1回、消費者研究発表大会を開催しております。これは、府下で消費者問題と取り組んでいる団体が10数ありますが、それらの会員を中心とし、また広く一般府民にも呼びかけて、一堂に参集していただき各団体の研究成果や実践活動の状況を相互に発表しあって、認識を深めていただくための大会であります。

(7) 消費者団体の育成強化という点に関しましては、府下にあります消費者団体のうち、主要な8団体につきまして、連絡協議会を設けて定例的に会合し、団体相互間の連絡協調をはかりますとともに、行政と団体との連絡の場としても役立たせております。またこの連絡協議会におきましては、各種の問題について全員で検討を行なうことはもちろん、その解決のため具体的な運動も行なっているような次第であります。

最近、この連絡協議会では、“自然色の食品を食べましょう”という運動を展開しております。

食品添加物に関する消費者の関心を高めるとともに業界の反省を促すではじめとして、自然色の食品を食べましょうという運動を展開しようと考えているような次第であります。それから流通機構の近代化・合理化の問題に関しまして、私どもといたしましては、生鮮食料品の流通において、低温流通機構、すなわちワールドチェーンをとり入れていかなければならないと考えております。したがって、現在種々の角度からその実情を調査研究いたしております。

そのほか、先程も触れましたが、44年度には、消費者利益の擁護とその増進をはかるための総合的なセンターとして、消費者相談や苦情処理、各種資料展示、講座・講習会の開催、消費生活に関する各種情報の収集、提供、あるいは商品テストなどを行なう消費生活センターを設置いたしたいと考えている次第です。

## 食品衛生行政との関連

朝倉 ありがとうございます。黒川さんからは、消費者保護基本法の全体を通じて、どういう問題点があるかということの解釈と、特に衛生に関係の深い条項についてのご説明並びに大阪府ではそれらの問題にどういうふうに取り組んでおるか、それにはどういう制約があるかということについてお話しを伺いました。

次に、基本法はずいぶん広範な問題を含むものでありますけれども、きょうご出席の皆さま方にとっては

一番関係の深いのは、何といたしましても食品衛生関係だろうと思います。そういう意味もありまして、衛生関係のうちの特に関連の深い、食品衛生行政との関連につきまして、田辺先生からお話しをお伺いしたいと思っております。



田辺 食品衛生行政は、ただいままでお話しがございましたように、消費者保護の中でも最も中心になる——逆に言えば一番混乱しておる行政であろうというふうに考えられます。

こういうふうな食品衛生行政にかけられました期待、あるいは責務というふうなものは非常に大きいものがあるわけでありまして。新しい食品衛生法が昭和22年に制定されまして、それまでの警察行政にかわりまして、科学的行政、技術行政、指導行政というふうな今日の姿になって、すでに24年たっておるわけでございますが、この間、私どもの先輩は国民生活を守る、あるいは国民を危害から守るというふうな点で消費者保護にまい進しておったわけでございまして、多大の成果をあげてきておるわけでございます。

今日の食生活というものは、戦後の状況から想像できないように豊かになりまして、近代化し、多様化し日本人ほどぜいたくな食品を摂取しておるものはないといわれるほどでございます。

しかしながら、業者の混乱とか未文化の商業意識、あるいは商業道德の低下というふうなものは、過当競争の傾向を助長いたしまして、企業が合理化をはかっておるといふことよりも、当面の原価を安くするために奔走いたしまして、そのしわ寄せというものが食品に及んでまいっております。

私どもが、いままで最も危惧いたしておりました、食品の安全とか、衛生というふうな面でさえゆるがせにされるような傾向が出てまいったわけでございます。農業なんかは、世界でも例をみないほどたくさん使うとか、あるいは使わなくともいいようなもの、正しくない使い方をしておるような食品添加物もたくさん出ておるといことはご承知のとおりであります。

このような食品の安全性、あるいは衛生に対します疑惑というものが、物価の値上がりと縦横になりまして、消費者の意識を高めてまいっております。

特に生きていくためには欠くことのできない食品に対しまして、その目は特にするどくて、食品衛生行政に対しまして一方では非常な失望を生み、その新生に対しまして、新しい生まれかわりを激しく、きびしく要求されておるようになってまいったわけでございます。

一方、この行政に従事しておりますわれわれにとりまして、いろいろの事故で得た尊い教訓というものを十分に生かし切れないでまいったもどかしさ、無念さといったものをもって、毎日の業務を行なっておりますが、1日も早く正しい姿の行政というものを行ないたいという強い願望をもってやっておるわけでございます。が、しかし時代の流れというものは、ついに消費者基本法を生みまして、これを機会に食品衛生行政のあり方につきまして、長年論争が行なわれておりますそういったものとか、あるいは私どもの苦悩というふうなものに終止符を打ちまして、再出発をすべき時期になっておるのじゃないかというふうに考えられるわけでございます。

消費者保護基本法の制定によりまして、食品衛生法が近く改正されるわけでございますが、これは、ライスオイルの事件のため若干おくれしておりますが、その方向につきましては、厚生省があちこちで発表しておりますので、それを私なりにまとめてみました。

最近の情勢よりみまして、究極的にはその食品法に進まなければならない。しかし、現段階では諸般の事情があって、食品衛生法でいかななくてはならない。しかし終極は食品法に進ませるとというのが理念でございます。

法律の目的といたしましては、現在は衛生上の危害発生防止ということだけであったのですが、最近の情勢から、危害の発生防止にとどまらずに、国民の健康の保持、増進をはかることを目的とするというふうに改正されるようでございます。

食生活におきまして、食品に期待しておるものは何であるかということを考えてみますと、それによりまして命を維持するということが最も基本的なものでございますが、健康を保持するとか増進するというふうな考え方、さらには、生活の楽しみとか、うるおいというふうないろいろな段階の考え方があるわけでございます。

もちろんその前に消費者が当然の要求として、また権利といたしまして、商品が安全であるとか、あるいは

は衛生的であるといったことが根底にあるわけでありまして。これが第一でございます。

第二番目といたしまして、営業者等に対する規制の問題でございます。

いままでからも、清潔で衛生的ということが訓示規定として食品衛生法にあるわけでありまして、そのほかにも既設基準がございまして、これによりまして許可が与えられておりますが、この既設基準は人には及ばないわけでございます。が、しかし、設備というものを使いこなすのは人でございまして、その施設を生かすも殺すのも使用する人の問題でございますので、今後は、この取り扱いについての規制というものを加えていきたい、現在でも指導票によりまして評価はされておりますけれども、取り扱いというふうな、動的なもののある一点で完全に実態を把握するということは非常に困難であります。

第三番目といたしましては、監視体制の問題でございます。そのためには、食品衛生監視員の増員とか、活動費の増額とか、それに伴います試験検査設備の強化ということが根本的な問題ではございますが、とうてい増加する大半につきまして、現実に対処できませんので、監視指導というものの効率化、合理化をはかることが必要であります。

第四番目には、食中毒の発生率の高い施設あるいは添加物の違反の多いような食品に関しましては、監視を徹底するように、合理的な監視計画を設定して、重点的、かつ効率的に行なうこと。

第五番目に事務改善を行ないまして、食監が本来の業務を行なえるようにすること、そういうことが勧告でいわれております。

監視体制の強化につきましては、すでに若干の府県で行なわれております指導班一大阪府でも行なっておりますが、そういうものを設けまして、従来の保健所業務の応援体制をとるというふうなことは、きわめて有効であろうと思います。

また、流通圏が拡大いたしておりますので、国なり、各都道府県間の情報交換というものをうまくやっていくために、ネットワークの整備をする必要があります。

## 啓蒙教育と監視体制

第六番目といたしましては、啓蒙教育の問題でございます。まあ、行政はもちろんでございますが、正しい知識というものを、食品を提供する側も、あるいはこれを食べるほうも両方ともつということが肝要でございます。現在、保健所でも知識の普及ということ

行なっておりますが、食品衛生につきましては今後特に強化していく必要がございます。

営業者につきましては、保健所なんかですでにいろいろ実施されておるところでありますけれども、いまだ完全でございません。

最近の消費者保護行政の中における営業者の立場といったもの、あるいは使命といったものを徹底的に教育する必要がございます。また、消費者の苦情をみてみますと、消費者自身が正しい知識をもってれば解決できるような問題が多いので、消費者一般に対する普及もきわめて大切でございます。いずれにいたしましても、苦情処理の必要が起こっております。

現在保健所の行なっております業務というものの、事業者が苦情処理体制を整備させますとともに従来どおりの相談業務というものを強化していく必要があらうというふうなことでございます。

こういうふうな苦情とか、疑問が出ました場合は、正しい知識を普及するのに最もよい機会であると思うのであります。こういうことが国の考え方として出されておりますが、今後、私ども現場では、一体どういふふうなことにならうかということが、ますます伸びてまいります標示制度の内容との適合ということについて問題にならうかと思うのであります。

それともうひとつ、私どもが悩んでおりますのはマスコミの問題でございますが、これにいかにして正しい知識を知ってもらうかということ、どうしてやっていくかということ、また、そういうふうなものをもってもらったうえで、今後どういふふうにわれわれの仕事に協力してもらうかということがございます。

監視体制の整備の問題につきましては、いままでから言い古された問題がございますが、きまり文句の、予算がない、人がないできておったんですが、最近では食監になり手もなくなってきたというふうな時代になってきております。ことに畜検査員なんかは保健所の意志が足らなくてほんとうになり手がなくて困っておるわけですが、それにもまして非常に将来の大きな問題にならうというふうに考えております。

そのほか、実際の業務といたしまして、許可業務なんか非常にウェイトが重い。あるいは監視業務がマンネリ化しておるというふうなことがございますが、これは、厚生省のほうでそういったものを整理したいとか、改正をしたいとか言っておりますので、それに期待したい、そういうふうにあります。

それと、専門的な知識、あるいは技術の習得といったもの、研修というものを今後はさらに強力に行なう

必要がある。さらには試験検査機関の整備でございますが、これを整備し、片一方では研修というものを並行させる必要があらうと思っております。

指導班の問題でございますが、これは当初若干保健所のトラブルがあらうということも現に聞いてはおります。大所高所から考えまして、現在の体制では指導班によって保健所業務を応援していくということが一番望ましいのではないかと、さらにはそういったものが強力になりまして、インスペクターセンターというふうなものをつくるとかいうふうなことも必要にならうと思っております。

現在、保健所問題といたしまして、対人サービスがますます細分化していくし、監視業務というものは集中化していくし、言い古されてはおりますが、保健所問題というものはあらためてここでむし返す必要もあらうというふうに考えます。

そのほか業者の実施機関の育成の方法とか検査機関を、どうしても衛研だけではどうも処理できないであらうというふうなことを考えまして、いかにして開拓し、育成していくか、消費者教育につきましては、非常に言うはやすくして行なうは難しでございますが、特にこういうふうな大都会で消費者組織というもの、いかにして組織されていくか、あるいは育てていくかというようなことも非常に問題をかかえておらうと思っております。

いままでも経済に仕えておりましたわれわれの生活というものは、逆に今度は、経済というものは生活に奉仕すべきであるというふうな、国民生活優先の原則というもので一切の行政が行なわれていかねばならないわけでございますが、ことに生命に密着いたしております、食品衛生行政というものは、消費者行政の中核となつてまいっておりますし、これに対処できる体制というものを、大所高所から考えまして、また、国民すべてが正しい知識と理解とをもって、行政も、業者も、消費者も一緒になって取り組まなければならないというふうに考えられます。現在の食品衛生法ができます前の昭和22年の草案には食品法という名前でございますが、国民に提供する食品の衛生的及び栄養学的に完全なものとして云々、とございまして、こういうふうな当初の理念に早くもっていきたいというふうに考えております。

そのほか栄養士の方もおいででございますので、消費者保護におきます栄養の立場というものも若干考えていく必要があらうかと思っております。現在いろいろ新しい食品が登場したり、加工食品が非常にふえてまいったりというふうなことで、献立の栄養価を知るという

ことは非常に困難になってきておりますし、成分表によります価というものと現実にあるものとは相当の開きがあるというふうなことから現場の皆さん方は、その指導に頭を痛めておられるところでございます。そういった意味では、身近な加工食品とか、新しい食品の分析を積み重ねていくということが必要であろうというふうに考えます。

今後、人口問題につきましては、問題がございまして、栄養の占める位置というものは非常に高くなってまいっておりますし、特に消費者教育におきます立場というものが大きな役割をもっておるというふうなことを自覚していただきまして、その方向での活動というものを今後とも十分考えていく必要があるかというふうに考えております。



## 兵庫県での具体例

**朝倉** ありがとうございます。田辺課長からは消費者基本法ができた時点におきまして、これまでの食品衛生行政の不十分な点を反省した上で、今後進むべき施策の方向として6つの点をお聞かせいただきました。

かなり、それについての具体的な考えをお述べいただきました。同時にこういう問題を実つ込んで考えますと、単に食品衛生行政だけではなくして、衛生行政全体、別にいいますと、保健所そのものはどうなるかというような問題にも発展するというふうなご指摘もございましたけれども、これはあとで参会者の皆さんからいろいろご意見を伺って協議したい点だと思います。

先ほどから黒川さんからもお話があったのですが、大阪府では44年度から、消費生活センターというものを計画なさっておられますけれども、兵庫県ですでに手をつけていろいろな活動をやっていらっしゃるようですので、その経験をお伺いしたいと思います。

**上田** 兵庫県では昭和38年から、いわゆる生産者サイドに立った行政の中から、いわゆる消費者サイドに

立った行政として何が必要だということから、昭和38年からそういうようなものを一本化したような形で、生活の科学化という柱を兵庫県政の中に設けたわけでございます。

いわゆる衛生、農林、商工、各部各局の仕事を全部一本にまとめましたような考え方で、県民生活に関連のある業務をさらに積極的に強く進めていこうじゃないかという考え方で、昭和38年からそういう仕事が始まったわけでございまして、それと相前後いたしました——いまどきに申しますと、消費者保護という、あるいは消費者教育という考え方の拠点、あるいはそれらの消費者教育、消費者保護ということが具体的に、実際的に県民の中に溶け込んで行なわれるような場所といたしまして、生活科学センター、現在いわれております消費者センター的なものが必要だということで、40年の11月に発足したわけでございます。

この仕事は大阪府と同じように、県の企画部生活課に属する中央機関として条例で制定されておるわけでございます。条例の内容にもございますように主な業務は、展示業務、それから消費生活に関するあらゆる相談業務、それから生活の科学化を進めていく上に必要な商品を中心とした試験、研究——商品試験でございます。

それと、消費者教育としての講座、講習会、そういうふうなものが中心に行なわれておるわけでございます。特に展示ホールと消費生活に関する相談というものが重点に行なわれておるわけでございまして、展示ホール等におきましては、時代に即応した一般消費者として必要な商品知識や問題点などのタイアップあるいは情報提供のためのいろんな商品展示を行なっておるわけでございます。

大体年間4回ないし5回、2ないし3選するごとに内容をかえていくという考え方でございます。

消費生活に関する相談は、いわゆる買い物相談、商品の苦情相談、栄養と献立相談というような、非常に幅広い相談業務を行なっておるわけでございまして、大体1ヵ月120件から150件、件数としては多いか少ないか、私はこの判断に苦しむわけでございますが、1日3件から5件程度、相談コーナーのイスにすわってじっくり腰を落ちつけて相談するという件数は120件から150件という実態でございます。

商品テストの関係につきましては、やはり何と申しましても食品関係が多でございます。試験室の設備自身も食品及び繊維を中心とした商品テストの器材を備えておるわけでございます。

本年度は、4月から12月までに行なった商品テスト

の件数は、大体、繊維関係で60、食品関係で289、住居関係で35、電気が15、ガス、その他28、427件行なっておるという状況でございます。

そのほか、生活の科学化、いわゆる消費者教育のための、消費者講座、講習会といたしましては、名前はりっぱでございますが、生活大学という名前のもの、あるいは生活科学講座というふうなもの、これには一般コースだとか、OLコースとかございます。あるいは商品研究会、調理科学教室やグループや婦人会の方々を対象とした、1日だけの教室というふうなものも開催いたしております。

現在担当しております職員は、総数、所長以下14名でございます。そのうち技術職員が5名おります。科学分析のできる職員が2名、あと3名は、いわゆる、衣、食、住に分けました、家政学科を出ました被服専攻、あるいは住居学専攻、もう1名は管理栄養士の免許を持った女子職員でございます。

まあ、場所がらと申しますか、比較的関心も深うございまして、昨年末までに、3年ちょっとでございますが、70万人、1日平均700人前後の来場者があるというのが現状でございます。

また、昭和44年度からは大阪府にもこういうものができるわけでございますので、お互いに横の連携をとりながら、この新しい行政に取り組んでいきたいと思っておるわけでございますが、何ぶんにもサービス行政でございますから、どこまでという限界はないと思っておるわけでございますが、やはり、ワクというものがそれぞれの場合にあるかと思うわけでございます。

また、どうも一般消費者の方々は、ことばの端々だけお聞きになって帰られる場合が多うございます。食品添加物全体のお話を申し上げても、その中のほんの一部だけをお聞きになって——われわれはそれが一番こわいわけございまして、正しい知識として受けとめていただくように、今後も努力を続けていきたいと思っておるわけでございます。

もしそういうような場合がございましたら、ひとつよろしく願いたいと思うわけでございます。

## 衛研の発展と今後…

朝倉 ありがとうございます。上田先生からは兵庫県の生活科学センターの実態と、その幾つかの問題点、特にこういうふうな問題が出てきておりますが、安全には消費者のサイドに立ち得ないような苦悩についてお話を伺いました。

次は、中山先生をお迎えいたしますけれども、大阪市の衛研は、かつては生活科学研究所というふうな名前前でやっておられたように記憶しております。市民の生活科学センターというふうな計画があったと思うんですけども、それがこういうふうな名前になった経過の中で、やはり伝統的にそういうふうな機能を果たしておられるとは思いますが、現在消費者基本法というようなものができた段階において、今後衛研はどのようなふうな発展、強化していくかということについてお話を伺いたいと思います。

中山 現実を少し申し上げてみたいと思います。

私たちのほうは、商品悪の問題と取り組んでおるわけでございますが、実際に試験検査機関というものが、どのように一般国民の方なり、あるいは消費者の方が考えておられるか、非常におかしいという気がしてしょうがないんです。これはいまお話があった兵庫県の方に多少まずい点があったらお許しをいただきたいのでございますが、この消費者基本法でも、商品テストの機関をつくるというようなことが書いてありますけれども、大体百貨店の商品テストくらいの簡単なものと考えてやっておるようですね。しかし、実際にどうかというと、たとえば食品の基本的な問題として、栄養分析がやれるところがあるかというんです。栄養分析——これは、たん白質が幾らとか、含水炭素が幾ら、ビタミンが幾ら入っておるかということを引きちょっとやっているかということですね。

西日本では当所しかないですよ。やれるところはあるのだけれどもやっていないのです。栄養分析ということは理屈ではたいしたことはない、しかし骨がおれます。やろうと思ったら、2人や3人の職員でやるものじゃないんです。私のほうでは、昔から消費生活関係の検査というものを歴代やってこられた。いまさらやめるわけにはいかないから、みな断わらずにやっておりますが、栄養分析をしてほしいという業者はいくらでもあるんです。

数年前までは神戸市においてちょっとやってくれてたんだけれども、あんなものはしんどいからやめや、といってやめてしまった。大阪府はときどきやってくればるけれども、大阪市がやっているからやめですわ、といってやってくれません。

九州へ行ったら、九州にはどこにもないんです。九州の業者がみんな大阪市にたのみに来る。ことに私のほうはぐちを申し上げますけれども、そういう栄養分析というものを確実にやっておるという研究所、あるいは試験機関というのが、西日本では大阪市立衛生研究所だけしかない。

東京もどうやらないらしいですね。東京都の衛研を調べてみたら、やっぱり栄養分析はやっていません。国立栄養研究所があるからあそこでやっているかと思ったら、あそこもやっていないようです。

だから、私は消費者を守るためにやっぱり品質を確保する行政をやろうと思って、やる場合にはもちろん栄養分析もできるような設備を持っておられるんだけど、技術者5人でできるはずがないんです、実際は。

私どものほうでは、食品関係の化学関係だけで、課長だけでも5人おります。

ご承知のように、ひとつのリージョンに国立の試験機関をつくって、確かに消費者保護的な検査をやっておるんです。たとえば、タラバガニのかん詰が本当にタラバガニであるかどうか、ほかのカニと間違っていないかというふうな検査をします。これは割に簡単だと思えます。組織標本をつくって、その特長を握っておれば、あんなむづかしい科学的なことをやらなくてもできるかもわからぬ。

そういう形の検査の方法というのは非常に開拓しております。あるいはインチキな錠剤を見つけるためにいわゆる錠剤学といいますか、そういうものを一生懸命やって、できるだけ簡単にうまく見つけられるような試験研究の方法の開拓というものもっております。

朝倉 いまの中山先生のいわれたことにも関連するわけなんですけれども、端的に消費者行政は、産業行政のある発展段階にあるのだと、こういうことを知りましたけれども、これはつまり、本質としてそう考えられるということでございます。

本質というのは、つまり動機とは別に、いろんな動機で立法化され、行政が行なわれるわけでございますけれども、その与えた効果といいますか、結果はどうなっているかという立場からみているわけです。

こういう立法が成立したり、あるいは行政が行なわれるについては、やはり消費者からの自主的な活動、運動がなければなりませんし、また、進歩的な官僚の努力が必要なわけです。産業行政だからといって、ほっておいたらそうなるというわけのものではないのです。私がいま申しましたのはそういう意味で、結果を反省すると、こういうような意味をもつということです。

これを、立法をますます発展させるためには、消費者も、官僚も、行政界もますます努力しなければいけないわけです。私は、いま中山先生がいわれたような問題も、やはりそれを支える消費者の運動なり、支持

というものがなければ十分やっていけないということなので、何か冷たい解釈を与えたような感じがいたしますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

## 婦人団体とその運動

奥村 婦人団体というのは、大阪に八個師団ほどあるのですけども、おっしゃるように幹部のおばさんのサロンでございます。名簿はあるかもしれませんが、その会員にメンバーシップという意識はございませんね。また、消費者団体であるかのように取り扱われておるわけなんです。けれども、あの人たちがやっている“婦人運動”いまは消費者物価問題を一生懸命やっておられるわけです。要するに家庭生活の中とか、周辺の問題を取り上げていかれるでしょう。そうしますと、今度は消費者物価問題がいやになれば公害問題をやるとか、教育問題とかをおやりになるわけです。そういう意味で私どもは、あれは「消費者団体」とも考えていないわけです。

消費者というのは何も主婦ばかりではございません。国民全部が生産者であると同時に消費者だといえるわけです。

そういう立場をかりますと、その人たちの消費者としての組織というものは、いまのところ何もございません。

この私も、関西消費者協会に加わっておるわけですが、これも組織はないわけです。けれども、何とかして組織をつくりませんと、有力な発言もできませんし、また、皆さん方ご承知のように、技術者というのはみな良心的な仕事をするわけですが、一つの体制の中に入りますとなかなか思うようにはいかぬわけです。

大体、私の計画は、今後5年間に10万人ぐらい組織したいと、10万人でございますと——いま大阪の主婦連が、キッコーマンしょうゆの不買運動をやっておられますけれども、ちっとも効果がありません。キッコーマンはちっとも弱っていません。実際売れているんだから。(笑声) ひと握りのおばさん連じゅうがワイワイって、それを新聞に書きたてておるものだから、何か大きな事件のようになっていますけれども、実質的にはほとんど影響ございませんね。これではやはり困るわけです。まあ、10万といってもなかなかですが年々、2,000人ずつリーダーを養成しまして、そのために3ヵ月にわたりまして組織的な教育をするわけですが、その人たちがそれぞれの居住地域において10人の会員といいますか、同志を獲得してくださると、こういうことです。